

第 6482 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 7月 16日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 取引先等へのマスクの無償提供

Q : 新型コロナが流行りだしたころ、感染拡大を防止するため、取引先にマスクを送りました。この費用は、どのような取扱いになりますか？

A : 次のように取り扱われます。

【解説】

新型コロナの影響でマスクの調達が困難なときに、取引先等へマスクを無償提供した場合は、そのマスクの提供が、新型コロナウイルス感染症に関する対応として緊急、かつ、感染症の流行が終息するまでの間に限って行われるものであり、次の条件を満たすものであれば、会社の事業遂行上必要な経費と考えられることから、その提供に係る費用(マスク等の購入費用、送料等)の額は寄附金以外の費用に該当することとされています。

- ①提供を行う取引先等において、マスクの不足が生じることより業務遂行上、著しい支障が生じている又は今後生じるおそれがあること
- ②その取引先等が業務を維持できない場合には、会社において操業が維持できない、営業に支障が生じる、仕入れ等が困難になるといった、会社の業務に直接又は間接的な影響が生じること

なお、上記①及び②の条件を満たすものであっても、その提供先において、無償提供したマスク等が転売されているといった事実がある場合には、会社の業遂行上必要な経費とは認められませんので、その提供に要する費用は、寄附金に該当することとなります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

